

新宿区立牛込第二中学校同窓会則

S29.9.1 H14.10.17.改訂

第1章 総則

1. 本会は新宿区立牛込第二中学校同窓会と称し、事務所を母校内に置く。
2. 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。
 - イ. 総会の開催。
 - ロ. 同窓会誌の刊行、会員名簿の作成。
 - ハ. 記念事業の施行。
 - ニ. その他本会の目的を達するために必要な事業。

第2章 会員

4. 本会は次の会員をもって組織する。
 - イ. 正会員・・・本校卒業生及びこれに準ずるもの。
 - ロ. 特別会員・・・本校旧・現職員。

第3章 役員

5. 本会に次の役員を置く。
 - イ. 名誉会長 1名
 - ロ. 会長 1名
 - ハ. 副会長 2名
 - ニ. 幹事 若干名なお、幹事の中から、書記2名、会計2名、会計監査2名（うち1名は特別会員）を互選する。

現任校長	任期2年（ただし再任を防がない）
正会員	上に同じ
正会員	各期2名
正会員	会計監査2名
6. 役員の仕事は次の通り定める。
 - イ. 名誉会長は会長の顧問となる。
 - ロ. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - ハ. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
 - ニ. 幹事は庶務・会計・地域の連絡等を分担して、会務を処理する。
7. 幹事は各卒業年度ごとに互選により、原則として2名を選出し、会長・副会長は幹事会において互選する。

第4章 幹事会・総会

8. 本会は毎年1回通常幹事会を開く。その他会長が必要と認められた場合は臨時幹事会を開くことができる。
9. 通常幹事会においては、次のことを行う。
 - イ. 事業計画。
 - ロ. 予算、決算の作成。
 - ハ. 役員の選出。
 - ニ. その他本会に必要な事項。
10. 本会は原則として3年に1回総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開く。
11. 総会においては、次の事を行う。
 - イ. 経過報告。
 - ロ. 会計報告。
 - ハ. その他本会に必要な事項。
12. 議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の時は会長がこれを決する。

第5章 会計

13. 本会の経費は入会金、寄附金その他の収入をもって充てる。
14. 正会員は卒業の際入会金を納めるものとし、金額は幹事会に於て定める。また幹事会の決定を経て臨時会費を徴収することができる。
15. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改正

16. 会則の改正は幹事会で改正案を作成し、総会がこれを承認して成立する。

牛込第二中学校同窓会発足七十周年、おめでとうございます。皆様におかれましては日々益々ご健勝のことと、心よりお慶び申し上げます。

牛込二中は、ここ数年の間で生徒会活動が以前にも増して盛んになりました。私達、生徒会本部役員が活動を催すと多くの生徒がボランティアで参加してくれます。とてもありがたく、誇らしいです。

基本的な生活目標としてかかげている「あじみこし」のあ、の中に昨年から、ありがとうという言葉が加わりました。友人や先生、地域の方。私たちは日々、様々な人にお世話になっています。ただ、ありがとうと言える機会はそう多くありません。そこで、毎月10日があります。ありがとうの日として様々な活動を行っています。

また、月に一度、普段掃除できないところを掃除する牛込二中クリーンデイや考査前に自習室として教室を開放することなども「伝統」になってきています。

また、生徒1人1人が、学校行事や部活動に励みながら、勉強も全力でやっています。牛込二中に入り、二年間以上経っていますが、まだ学べるものがこの学校には沢山あります。それらを探る中で、自分一人ではこえられないものに出会うこともあります。しかしこの学校には、そんな時に手を差し伸べてくれる友人や先生がいます。だから、こえていけます。このような素晴らしい学校になったのは、これを読んで下さっている皆さん、沢山の先輩方のおかげです。これからも、この学校の良さを引き継いでもらえるように今後も努力を重ねていきたいと思っております。

どうか、これからも温かい笑顔で、私たちと牛込二中を見守っていて下さい。

牛込第二中学校 校歌

1. 光流れる大空に
若いのちがわきおこる
ひいでるひたい花さそう
喜久井の丘に風かおり
平和の学園あかるくのびよ

2. 万里ひらける山河を
強いまことは吹きわたる
あふれる思いよびかよう
早稲田の森に雲白く
文化の学園歌声あげよ

3. みどりはるかなわたつみへ
清いのぞみの舟はゆく
つぶらのひとみひたむこう
芙蓉のみねに雪はえて
自由の学園おしくたてよ

第1章 総 則

1. 本会は新宿区立牛込第二中学校同窓会と称し、事務所を母校内に置く。
2. 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。
 - イ. 総会の開催。
 - ロ. 同窓会誌の刊行、会員名簿の作成。
 - ハ. 記念事業の施行。
- ニ. その他本会の目的を達するために必要な事業。

第2章 会 員

4. 本会は次の会員をもって組織する。
 - イ. 正会員・・・本校卒業生及びこれに準ずるもの。
 - ロ. 特別会員・・・本校旧・現職員。

第3章 役 員

5. 本会に次の役員を置く。

イ. 名誉会長	1名	現任校長	
ロ. 会長	1名	正会員	任期2年(ただし再任を防げない)
ハ. 副会長	2名	正会員	上に同じ
ニ. 幹事	若干名	正会員	各期2名

 なお、幹事の中から、書記2名、会計2名、会計監査2名(うち1名は特別会員)を互選する。
6. 役員は次の通り定める。
 - イ. 名誉会長は会長の顧問となる。
 - ロ. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - ハ. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
 - ニ. 幹事は庶務・会計・地域の連絡等を分担して、会務を処理する。
7. 幹事は各卒業年度ごとに互選により、原則として2名を選出し、会長・副会長は幹事会において互選する。

第4章 幹事会・総会

8. 本会は毎年1回通常幹事会を開く。その他会長が必要と認めた場合は臨時幹事会を開くことができる。
9. 通常幹事会においては、次のことを行う。
 - イ. 事業計画。
 - ロ. 予算、決算の作成。
 - ハ. 役員を選出。
 - ニ. その他本会に必要な事項。

10. 本会は原則として3年に1回総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開く。

11. 総会においては、次の事を行う。
 - イ. 経過報告。
 - ロ. 会計報告。
 - ハ. その他本会に必要な事項。
12. 議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の時は会長がこれを決する。

第5章 会 計

13. 本会の経費は入会金、寄附金その他の収入をもって充てる。
14. 正会員は卒業の際に入会金を納めるものとし、金額は幹事会に於て定める。また幹事会の決定を経て臨時会費を徴収することができる。
15. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改正

16. 会則の改正は幹事会で改正案を作成し、総会がこれを承認して成立する。